

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例案

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに次条」を「、次条並びに第3条」に改め、同条の次
に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第2条の2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより
学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職
員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定す
る指針に基づき、人事委員会規則の定めるところにより、教育職員の業務量
の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行う
ものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（理 由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正
に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等について定めるため、本案を提出す
る。